

多治見市個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第108条の規定に基づき、多治見市の機関（議会を除く。）に対する法第76条の規定による開示請求について、必要な事項を定めるものとする。

(開示決定等の期限)

第2条 法第83条第1項の規定にかかわらず、同項中「30日」とあるのは「14日」とする。

(開示決定等の期限の特例)

第3条 法第84条の規定にかかわらず、同条中「60日」とあるのは「44日」とする。

(手数料)

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

2 写しの交付による開示に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 多治見市個人情報保護条例（平成8年条例第25号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定の施行の日前に旧条例第13条第1項、第17条若しくは第19条の2又は第20条の2第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂正、削除及び利用停止については、なお従前の例による。

第4条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項、第25条第3項及び第25条の2第3項の規定によるその職務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、附則第2条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 附則第2条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は附則第2条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報情報の取扱いに従事していた者
 - (2) 附則第2条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報に係る業務の委託を受けていたもの又はその業務に従事していた者
 - (3) 附則第2条の規定の施行前において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行うこととされたもの又はその管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
- 2 前項第1号に掲げる者に係る旧条例9条第1項及び第3項に規定する旧個人情報（旧条例第2条第6号に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）を除く。）の目的外利用又は外部提供を行ってはならない義務、旧条例9条の2第1項及び第2項ただし書に規定する特定個人情報の収集した目的以外の目的のための利用をしてはならない義務並びに同条第3項に規定する特定個人情報の提供をしてはならない義務については、附則第2条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 3 附則第2条の規定の施行の際現に旧条例第24条第1項に規定する多治見市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の委員である者又は附則第2条の規定の施行前において審議会の委員であった者に係る旧条例第24条第5項の規定によるその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2条の規定の施行後も、なお従前の例による。

第5条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第32条に規定する個人情報ファイル（その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 附則第2条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 前条第1項第2号及び第3号に掲げる者

2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役

又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 項の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
- 4 前 3 項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 5 附則第 2 条の規定により旧条例がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(多治見市情報公開条例の一部改正)

第 6 条 多治見市情報公開条例(平成 9 年条例第 22 号)一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「であって」の次に「、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として市長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として別に規則で定める方法により特別の管理がされているもの

第 6 条第 2 項ただし書を削り、同項第 1 号中「及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」を削り、「が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるものを「を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

第 6 条第 2 項第 1 号ウ中「、氏名」を削り、同号の次に次の 1 号を加える。

(1)の2 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第6条第2項第2号中「公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められる」を「次に掲げる」に改め、同号ただし書中「違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活」を「人の生命、健康、生活又は財産」に改め、同号に次のように加える。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第6条第2項第3号を次のように改める。

(3) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報

第6条第2項第4号中「又は自由な意思決定に著しい支障が生じることが明らかな」を「若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」に改め、同項第5号中「著しい」を削り、「明らかな」を「ある」に改め、同号ウを同号オとし、同号にエとして次のように加える。

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

第6条第2項第5号イを同号ウとし、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
第6条第2項第5号に次のように加える。

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
第7条の次に次の1条を加える。

(公益上の理由による裁量的公開)

第7条の2 実施機関は、公文書に第6条の規定により公開しないことができる情報(第6条第2項第1号の2に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開することができる。

第13条第2項を削る。

(多治見市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 前条の規定による改正後の多治見市情報公開条例第2条、第6条及び第7条の2の規定は、前条の規定の施行の日以後に多治見市情報公開条例第9条の規定によりされた公開請求について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

(多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和52年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「個人情報保護審議会委員」を削る。

(多治見市手数料条例の一部改正)

第9条 多治見市手数料条例(昭和28年条例第27号)一部を次のように改正する。

別表22の項の次に次のように加える。

22の2	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。この項及び次項において「法」という。)第119	1件につき	21,000円に次の各号に掲げる額の合計額を加算した額 (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円 (2) 行政機関等匿名加工情報の作	
------	---	-------	--	--

	条第 3 項の規定により納めなければならない手数料		成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）	
22 の 3	法第 119 条第 4 項の規定により納めなければならない手数料		<p>次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 次号に掲げる者以外の者 法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 119 条第 3 項の規定により納めなければならない手数料の額と同一の額</p> <p>(2) 法第 115 条(法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円</p>	